

四日市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第46号

四日市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 四日市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年四日市市条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第6条 (略) 2 前項の規定により支給する期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1) (略) (2) 12月 100分の <u>177.5</u> 3 (略)	(期末手当) 第6条 (略) 2 前項の規定により支給する期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1) (略) (2) 12月 100分の <u>172.5</u> 3 (略)

第2条 四日市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第6条 (略) 2 前項の規定により支給する期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1) 6月 100分の <u>167.5</u> (2) 12月 100分の <u>167.5</u>	(期末手当) 第6条 (略) 2 前項の規定により支給する期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1) 6月 100分の <u>157.5</u> (2) 12月 100分の <u>177.5</u>

## 附 則

## (施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の四日市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年12月1日から適用する。

## (給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の四日市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(総務部人事課)